

公益財団法人四万十川財団契約職員就業規程において理事長が別に定めるとした事項について

このことについて、次のとおり定める。

1 契約の更新（第7条関係）

次の各号に該当し、理事長が特別に必要なを認めた場合は60歳を超えて雇用できる。

- (1) 特別な資格・能力を有し、余人をもって代え難い場合
- (2) 業務の特殊性または継続性から、雇用の継続が不可欠な場合

2 特別休暇（23条関係）

原因	承認を与える期間
風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難	そのつど必要と認める時間
風水害震火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避	そのつど必要と認める時間
風水害震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲で、そのつど必要と認める期間
証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	そのつど必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	そのつど必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部停止	そのつど必要と認める時間
看護休暇（対象：養育する小学校就学前の子）	5日以内の日又は時間
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認めた期間 ただし、2日を限度とする
夏期特別休暇	5日(7月1日～9月30日) 全日又は半日単位
骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申し出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき）	そのつど必要と認める日、又は時間

父母、配偶者及び子の祭日（15年以内）	そのつど必要と認める場合において、1日
忌引	県規則に準じて必要と認める期間
人間ドック	そのつど必要と認める時間
感染防止措置（新型コロナウイルス等感染症の流行による職員の身体の危険回避ため勤務しないことが適当と認められる場合。）	そのつど必要と認める時間

### 3 育児休業（27条関係）

#### 対象職員

- ・ 1歳に満たない子を養育する者
- ・ 財団に引き続き1年以上雇用されている者
- ・ 養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者

#### 期間等

- ・ 養育する子が1歳に達するまで
- ・ 期間の変更を1回限り認める

#### 育児休業申出書の提出

次の事項を記載した育児休業申出書及び証明書を休業開始日の1月前までに提出すること。

- ・ 申出の年月日
- ・ 職員の氏名
- ・ 養育する子の氏名、生年月日、続柄
- ・ 休業開始日及び休業終了日
- ・ 子の出生等を証明する書類

### 4 介護休業（第28条関係）

#### 対象職員

- ・ 財団に引き続き1年以上雇用されている者
- ・ 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者

#### 介護対象

- ・ 配偶者（事実上婚姻関係にあるものを含む）
- ・ 父母及び子
- ・ 同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫
- ・ 配偶者の父母

#### 期間等

- ・対象家族1人につき要介護状態ごとに1回
- ・最長93日（週休日、休日を含む）

#### 介護休業申出書の提出

次の事項を掲載した介護休業申出書及び証明書を提出すること

- ・申出の年月日
- ・職員の氏名
- ・対象家族の氏名及び続柄
- ・対象家族の要介護の状態、要介護の状態を証明する書類
- ・休業開始日及び休業終了日
- ・対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫の場合は、同居かつ扶養の証明書

### 5 給与

#### (1) 本給

##### 契約職員の月額給与

- ・事務局長  
県行政職給料表3級28号
- ・事務スタッフ  
県行政職給料表1級28号
- ・事務スタッフ（経理担当）  
県行政職給料表1級11号

※県職員給料表の改訂時には契約職員も改訂する

#### (2) 通勤手当

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離(以下この条において「使用距離」という。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

使用距離(片道)	金額
2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	3,300 円
5 キロメートル以上 6 キロメートル未満	4,300 円
6 キロメートル以上 10 キロメートル未満	5,600 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,000 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,700 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,300 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,200 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,000 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,800 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	27,200 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	29,600 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,000 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	34,400 円
65 キロメートル以上	36,800 円

(3) 時間外勤務手当の1時間単価

次の算式により支給する

給与月額×12月

---

38時間45分×52週-「年間祝日(土日除く)+年末年始休日(土日除く)」×7時間45分

6 賞与(32条関係)

(1) 基準日(6月1日及び12月1日)に次のとおり支給する。

	6月	12月
支給率	1月分	1.5月分

7 昇給

(1) 職員の昇給は、契約期間1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(2) 前項の規定により職員(55歳を超える職員を除く)を昇給させるか否か

及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として決定することができるものとする。

附 則

令和 2 年 2 月 1 9 日一部改訂。

令和 2 年 4 月 2 1 日一部改訂。